

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十六年札幌市告示2548号で指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について指定を解除する。

平成27年（2015年）2月2日

札幌市長 上田 文雄



- 1 指定を解除する区域の所在地
札幌市手稲区前田1条10丁目261-5、261-7、264-2、265-2の一部
- 2 特定有害物質
 - (1) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質
 - ア 六価クロム及びその化合物
 - イ 鉛及びその化合物
 - ウ ふっ素及びその化合物
 - (2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質
 - ア 鉛及びその化合物
 - イ ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去